

沖縄県規則第47号

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（令和6年沖縄県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(多数の犬又は猫の飼養等の届出)

第3条 条例第11条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設において診療の業務を行うに当たり犬又は猫を飼養し、又は保管する獣医師
 - (2) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養し、又は保管する同法第3条第1項に規定する訓練事業者
 - (3) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第10条の5第3項各号に掲げる場合において、犬又は猫を飼養し、又は保管する者
 - (4) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140条）第9条第1項の規定による許可を受けた者
 - (5) 教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供するために犬又は猫を飼養し、又は保管する者
 - (6) 市町村条例の規定に基づく業務に伴って犬又は猫を飼養し、又は保管する者
- 2 条例第11条の規定による届出は、犬又は猫の多頭飼養等届出書（第1号様式）により行うものとする。
- 3 条例第11条第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 犬又は猫の雌雄の別
- (2) 飼養施設の周辺の生活環境を保全する方法
(変更等の届出)

第4条 条例第12条本文の規定による届出は、犬又は猫の多頭飼養等変更（廃止）届出書（第2号様式）により行うものとする。

- 2 条例第12条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 飼養数の減少（条例第11条の規定による届出に係る飼養施設における飼養又は保管を廃止したとき（当該飼養施設において飼養数が10未満となったときを含む。）を除く。）
 - (2) 飼養数の増加であって、条例第11条の規定により届け出た飼養数（条例第12条の規定による飼養数の変更の届出がされた飼養施設については、同条の規定により届け出た直近の飼養数）（以下この条において「従前の飼養数」という。）から増加した飼養数が従前の飼養数の30パーセント未満であるもの（事故が発生したときの届出）

第5条 条例第14条の規定による届出は、特定動物による事故発生届出書（第3号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第17条第2項の身分を示す証明書は、第4号様式のとおりとする。

(動物愛護管理員)

第7条 知事は、沖縄県動物愛護管理センター、沖縄県宮古保健所及び沖縄県八重山保健所に勤務する職員のうちから条例第18条第1項に規定する動物愛護管理員を命ずるものとする。

- 2 動物愛護管理員が行う事務は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第37条の2第2項各号に掲げる業務に係る事務とする。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

犬又は猫の多頭飼養等届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 住所
氏名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（令和 6 年沖縄県条例第48号）第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

飼 養 施 設 の 所 在 地			
飼 養 数	犬	頭	オス 頭（ 頭）、メス 頭（ 頭）
	猫	頭	オス 頭（ 頭）、メス 頭（ 頭）
	合計	頭	
飼 養 又 管 保 方 法	屋内・屋外の別	☐ 屋内 ☐ 屋外	
	逸 走 防 止 策	☐ 柵等による囲い ☐ 鎖等による係留 ☐ その他（ ）	
	雌 雄 の 分 離	☐ あり（ ） ☐ なし	
	所 有 者 明 示 の 方 法	☐ 名札 ☐ マイクロチップ ☐ その他（ ）	
周 辺 の 生 活 環 境 を 保 全 す る 方 法			

- 備考
- 1 「飼養数」欄の（ ）内は、生殖を不能にする手術を講じた犬又は猫の数を再掲すること。
 - 2 「屋内・屋外の別」、「逸走防止策」及び「所有者明示の方法」欄は、該当する□にレ印を記入し、「その他」の場合は（ ）内に具体的な内容を記入すること。
 - 3 「雌雄の分離」欄は、該当する□にレ印を記入し、「あり」の場合は（ ）内に具体的な雌雄の分離の方法を記入すること。
 - 4 「周辺の生活環境を保全する方法」欄は、鳴き声、臭気、毛の飛散等を防止し、及び軽減させるための具体的な方法を記入すること。

第2号様式（第4条関係）

犬又は猫の多頭飼養等変更（廃止）届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（令和6年沖縄県条例第48号）第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

[illegible]

備考

- 1 「変更事項」欄は、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 廃止の届出にあっては、「変更事項」欄は記入しないこと。
- 3 「変更の事由」欄は、該当する□にレ印を記入し、「その他」の場合は（ ）内に具体的な内容を記入すること。

第3号様式（第5条関係）

特定動物による事故発生届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者 住所
氏名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（令和6年沖縄県条例第48号）第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 動 物	種 類		年 齢	歳 カ月
	雌 雄		特 徴 （毛色等）	
	識別措置の 種 類 （番号等）			
	過去における事故の有無		有（ 回）・無	
特定動物の飼養 又は保管の許可	許可年月日		許可番号	
事 故 の 状 況	発 生 日 時	年 月 日 時		
	発 生 場 所			
	発 生 原 因			
	概 要			
被 害 者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	
講 じ た 措 置 の 内 容				

備考

- 1 識別措置の種類とは、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第20条第1項第3号で定めるマイクロチップ又は足環の装着その他の環境大臣が定める措置をいう。
- 2 特定動物の飼養又は保管の許可とは、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条で定める許可をいう。

第 4 号様式（第 6 条関係）

（表）

第	号		
身 分 証 明 書			
		所 属	
		職 名	
		氏 名	
上記の者は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（令和 6 年沖縄県条例第 48 号）第 17 条第 1 項の規定により立入調査を行う者であることを証明する。			
		年	月 日
		沖縄県知事	印

8
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

12センチメートル

（裏）

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第17条 知事は、第 9 条（第 3 項を除く。）及び第 11 条から第 14 条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、動物の飼養施設その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設若しくは書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。